

第十回 参議院農林委員会會議録第十一号

(二〇八)

昭和二十六年二月二十八日(水曜日)午後一時五十七分開会

本日の会議に付した事件

○農業委員会法案(内閣送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれから農業委員会を開きます。本日は先に農業委員会法案の提案理由の説明だけを開いたわけでありまして、引続いてこの法案の説明並びに関係方面の整備に関する問題がありますので、この問題と併せて当局の説明を求めたいと思います。

○政府委員(藤田巖君) それでは農業委員会法案につきまして、お配りをいたしております資料に基きまして、御説明申し上げたいと考えております。お配りいたしております資料の中で、従来の農業調整委員会、農業改良委員会と今回の農業委員会の相違点という資料がございますので、これをお開き願いたいと思います。

この農業委員会は、従来の農業調整委員会、農地委員会、農業改良委員会と、この三つの委員会を統合をいたしまして、新たに従来の農地関係の仕事、それからそのほか農業の総合計画、それから又食糧法の代りとなります法律に基いて米の供出割当をいたします際の諮問機関が、こういうふうな事務を所掌するわけでございますが、その構成は大体農地委員会の従来の構成に似ているところが非常に多うございます。

それで先ず市町村の農業委員会から

第九部 農林委員会會議録第十一号

昭和二十六年二月二十八日【参議院】

御説明を申し上げますと、一、市町村(地区)設置であります。これは第三条に書いてございますが、第三条の一項でございますが、aに「市町村(農地のない市町村を除く)に置く。」というふうに書いてあります。この市町村に置くと言います意味は、これは公共団体の機関として置く、こういうふうな意味でございます。従つて地方自治法の百四十七条によつて、この市町村農業委員会については、公共団体の長がこれを統轄するというふうな関係に入るわけでありまして、それからなおこれは独立機関でございます。補助機関ではないのであります。この書きかたについては対照して御覧頂きますとわかりますように、従来の農業調整委員会、農地委員会と同様でございます。それから「その区域又は農地面積の著しく大きい市町村には、都道府県知事の承認を受けて二以上置くことができる。」この趣旨は、従来の農業調整委員会、農地委員会と大体共通でございます。それから「農地面積の著しく小さい市町村には、都道府県知事の承認を受けて置かないことができる。その場合において委員会の権限は市町村長が行う。」これは従来のものと対照して頂くとわかりますが、市町村に委員会を置かない場合の委員会の権限は、これは農業調整委員会については市町村長が行うと相成つております。農地委員会の場合は権限は隣接委員会が処理する、かように相成つておるのであります。今回はこの新ら

しい農業委員会の性格、目的等から考へまして、委員会を置かない場合の権限は市町村長が行うということにいたしましたほうがよろしかろう、こういうふうに考えたわけでございます。それから次は会長の問題でございます。それが、会長については、従来の農業調整委員会、農地委員会とも委員の互選ということになつております。今回の農業委員会法もやはりその建前を踏襲いたしております。これについては市町村長が会長になるということにいたしましたほうがよろうという御意見もあるようでありまして、原案といたしましては、従来のやりかたを踏襲するということに考えております。それから「委員会は、会長不適当と認めるときは、議決により解任することができる。」こういう規定があるわけでありまして、これは農地委員会にそういう規定がございます。農業調整委員会にはございませんが、この規定もやはり必要と認めまして置くことにいたしましたわけでありまして、それから次に選挙権、被選挙権の規定でございますが、これは「成年者で一反歩(北海道は三反歩)以上の経営主及び同居の親族又は配偶者」と規定いたしました。これは農地委員会と同じように規定いたしました。農業調整委員会は次にありますように経営主だけでございますが、農地委員会のほうは経営主及び同居の親族又は配偶者ということに相成つております。農地委員会の建前を踏襲いたしましたわけでございます。それから階

層選挙による委員でございます。今回の選挙については階層別の選挙をとる、そうして立候補制をとるということに考えております。これは従来の農地委員会の考えかたと同じであります。ただ従来の農地委員会は一号、二号、三号と、こういうふうな委員の仕分けになつておりますが、農地改革が相当進みまして、仕分けにつきましては、必ずしもこういうふうにする必要がないと認めまして、一号委員、二号委員というふうに二つに分けたわけでありまして、一号委員は「耕作の業務を営む者(その所有する面積が二反歩を越えるものを除く)で左に掲げるものの、(a)その「小作地の面積が自作地の面積をこえるもの」、つまり自分の経営する面積の中で小作地面積が多い者、(b)の「一町歩以下の耕作を行なうもの」、つまり二反歩以上の小作地を持つておる者を一号委員と考えたわけでありまして、それからその他の者を二号委員というふうに区別をいたしました。それで大体の比率を申し上げますと、一号委員に該当します農家戸数は全体で九十五万二千戸でございます。全体の農家戸数の一七・二%でございます。それからその他のものは四百五十八万三千戸でありまして、全体の農家戸数の八二・八%というふうになつております。それで定数は一号委員が五人、二号委員が十人というふうにいたしました。これは農業調整委員会が十五人でございます。農地委員会はこ

れが一号、二号、三号で十人になつております。改良委員会のほうは大体五人から十五人と相成つております。今度は農業調整、農業改良もいろいろ仕事をを行うわけでありますから、定数については十五人というふうにいたしましたわけでありまして、この定数の増減に關しますところの規定はあとに書いてありますが、これは置いてございませぬ。それからその次の階層選挙によらない委員であります。これが新しく今度加わりましたのであります。この階層のいづれかの有権者の数が、その階層の委員の定数の十五倍以下のときは階層選挙を行わない。というような規定を置いております。つまり例えば一号委員で考えますと、一号委員は定数が五名でございます。その五名に対して、その層に属するところの有権者の数がその委員の五名の十五倍、つまり七十五人、殊にこれは先ほど申しましたように、経営主及び同居の親族又は配偶者が入つております。だから七十五人以下のときは階層選挙を行わない。そういうようなところについては、それは階層選挙を特に行わないで全層選挙でやるということに考えております。これに該当します大体町村の数でございますが、一号委員のほうは問題になると思うのです。一号委員の場合でそういうふうなことに該当いたしますものの数が町村全体一七・五%ぐらいであらうかと考えております。別途お出ししております資料に載つております。それから次に選任委員

の規定であります。現在の委員は、これは選挙によつて選ばず委員でございしますが、そのほか選任委員の規定を置きまして、「選挙委員のそれ」過半数の推薦した者を市町村長が選任することができ、その数は五人以内とする」というふうに考えております。これは農業調整委員会の方では、市町村長が委員の過半数の同意を得て三名以内選任すると相成つております。それから農地委員会では、都道府県知事が委員の全員の同意を得て三名以内選任する。こういうふうになり相成つております。で、従来のものと若干規定が異なるわけであります。員数別には全員の同意になり、それから階層別には全員の同意になり、非常にこれはむづかしいことに相成りますので、それらの階層の過半数の推薦した者を市町村長が選任するといふように、従来のものと若干異なる規定を置きましてあります。それから定数の増減については、これは階層別選挙をいたしております関係から、定数の増減についての規定は置いてございせん。次にリコールの問題でございせん。このリコールのやりかたが、農業調整委員会と、農地委員会と若干異なるのでありまして、区別してあります。大体現行の農地委員会の例によつてリコールをし得るというふうにいたしました。即ち階層別全員のリコールを、有権者のそれぞれ二分の一の同意でリコールする。各階層別の全員のリコールを、その階層に属する有権者のそれぞれ二分の一の同意でリコールする。こういうやりかたにいたしましたわけでありまして、但し全層選挙のときは勿論この全員の

過半数、こういうことになることは当然であります。このほうがリコールのやりかたが非常に簡単であるということと考えまして、農地委員会の例をとつたわけでありまして、それから任期であります。任期は従来いづれも二年、こうなつておりますので、任期を二年といたしました。それから辞任については、大体従来の農業調整委員会、農地委員会と同じような趣旨で、正当な事由があるときは委員会の同意を得て辞任し得るというにいたしました。それから解任の規定でございしますが、これが従来とは若干異なるのであります。市町村長は、会長が各階層の委員のそれぞれ過半数の同意を得て、選任委員の解任を請求したときは、解任をしなければならぬ。かような規定を主文にいたしました。それから解散でございせんが、これは農地委員会についての規定と同様にいたしました。「都道府県知事は、農地に於いての権限において管理、執行が法令に違反するとき都道府県委員会の意見を聞き委員会の解散を命ずる」ということにいたしましたわけでありまして、御承知の通りこの農業委員会は農地関係の事務については、従来通りの執行機関としての仕事を持ち、専属的な権能を持つておる部分もあるわけでありまして、農業調整委員会の他の部分については諮問的な権能を持つておるわけでありまして、かように執行的な専属的な権能を持つておる部分もございまして、その部分については農地についての権限において管理、執行が法令に違反するといふような場合の解散命令の規定を置いたわけでありまして、それから次に都道府県の規定でござい

ますが、これは会長は市町村の農業委員会と異なりまして、都道府県知事といたしております。これは従来と同様でございせん。都道府県の団体に於いては、やはり農業計画を立てる場合その他の場合でも、どういたしましてその計画の立案に参画する者は地方庁の関係部課長、これがやはり参画をいたして現実に案を立てて行くのでなければ、実行可能な具体的なものがない場合が多いわけでありまして、従つてさうな事務局の扱いに相成りますから、会長と事務局との関係もございまして、会長は都道府県知事といふにいたしまして、会長は都道府県知事といふから選挙権につきましては、これは市町村選挙権につきましては、これは市町村選挙権の委員、これは従来と大体同じでございせん。市町村の委員の委員が選挙権を持つておる。それから被選挙権は、これはやはり市町村の場合と同様でございせん。それから選挙の方法は階層別を考へる。市町村農業委員会の例によつての階層別立候補制を考へております。それから定数は、これは一号委員が五名、二号委員が十名、合計十五名であります。これについては従来の農地委員会よりも増加いたしております。農業調整委員会よりは減る、丁度その中間に委員の数が落着くのかなと考へます。それから解散の規定につきましては、農地委員会の関係と同じような規定を置きましたわけでありまして、それからなお専門調査員の規定、これは新しく置きましたのであります。総合計画を立てますような場合にやはり専門的に調査をし、これの立案等に当るものが必要であらうかと思ひますので、特にこの専門調査員というものを都道府

県の委員会の請求によつて知事が任命し得る、任命する。かような規定を入れましたわけでありまして、それから次に地方委員会でございます。これは従来は農地委員会については地方委員会の組織はございせん。農業調整委員会というものは、これは地方委員会というものがあつたわけでございます。今回はこれは系統的な、系統的と申しますか、農業委員会としては地方団体に置かないのであります。市町村農業委員会の代表者、農地関係以外の事項、つまり総合計画、農業計画、こういうふうなものを立てます場合にございせん、或いは食糧調整の供出の関係の仕事につきまして、やはりこの郡の段階における一つの会議体が必要であらうと考へるのであります。その意味で都道府県知事は、都道府県委員会の請求があつたときに、市町村委員会が委員会ごとに指名する代表者を招集する。そうして会長及びこの代表者によつてこれを組織し、総合計画について必要を認めたとのについて調査審議し、都道府県委員会にその意見を答申するという事項を処理させようとしたのであります。なおこの点については、食糧法に代るべき法規が現在食糧庁で立案中であると思ひますが、その場合に、米の事後割当についての諮問機関にいたしまして、上から下へだん／＼に下します場合にも、この代表者会議を使うといふような規定を、そちらの法律のほうに具体的に書いてございせん。従つてその法律が通ります際には、その法律を以てこの農業委員会の規定を修正し

たしまして、いわゆる事後供出割当についての諮問機関的な規定を追加いたします。準備で進んでおりますわけでありまして、それから次に農地委員会でございます。これは階層選挙の委員会にあつては各階層に属する選挙された在任委員の過半数が、全層選挙の委員会にあつては選挙された在任委員の過半数が出席しなければ成立しない。ここでは在任委員といふふうな書きかたに直してあります。点が従来と変つております。従来は定数といふふうになつております。今度は在任委員の過半数と、こういうふうに書きかたの点が若干変つております。それから議決の関係は、これは農地と同様でございせん。出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長がこれを裁決する、かようにいたしております。それから議事の参与の制限でございせんが、これは若干但書の規定が従来とちよつと異なるのであります。その趣旨は大体同じような趣旨でございせん。「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。但し、その結果第三十九条の規定により委員会の会議を開くことができなくなる場合に限り、都道府県知事が当該事項を処理させることを相当と認めたときは、この限りでない。」かような書きかたにいたしております。趣旨は大体従来と同じでございせん。それから兼職禁止の規定でございせんが、これは兼職禁止につきましては、農地と大体同様と考へております。市町村と都道府県の委員は兼ねることができない。それから都道府県農

合して農業委員会を設置しようとするものである。農業委員会の成立は、市町村では本年七月末、都道府県では八

は法的な根拠を失つて爾後は存在しないといふことに相成るわけであります。従つて同委員会を経過的に存続さ

な規定が置いてあります。併し若しも
そういうことができませんと、
書記は一応全部一遍退職をして、そう

といふことがきまりませんと困るわけ
 であります、それについての見通し
 についても非常に問題があるのじやな

ますと、農地改革はずつと大部分終了しており、現状から申しますと、今後の問題としては、これは重点が若干

變つて来るのじゃないかと考えるのであります。問題はむしろ農地改革による成果を確保して行く、そうして創設自作農家の維持育成を図つて行くということが問題の主眼点になつて行くところであると思いますが、これを農民による自主的な委員会の組織を作つて行くという必要は、これはもう是非必要である。何としても作らなければならぬと思つておられますが、これを委員会なしに市町村長等を以て代えることは、これはできないと考えます。なお昭和二十三年の六月十四日附のGHQのデヴィス氏のステートメント、二十五年九月五日附のウィリアムソン農業課長の書簡等によりまして、農民代表による委員会設置ということを示唆されておるのであります。これは少くとも作らなければならぬ問題であります。先ほど申しましたような関係で、事業費その他の関係からいたしまして、又財源等の関係からいたしまして、單獨の委員会を、農地関係の委員会を全面的に、少くとも必要経費を国庫負担として、これを持つというふうな構想でやれるかどうかという点については、實際上困難な問題が残されておると考えるわけでありまして、

十六年度の予算といたしましても、全額で僅かに四十万円の補助金が計上されておるわけでありまして。従つて現状のままでは極めて活動が困難にされたままで残るといふことになりはしないかと考えております。それから現在の農業改良委員会は、都道府県の機関として置かれておるに過ぎず、市町村には農業改良の普及の協力組織がないといふことに相成るわけでありまして。技術の改良、普及の効果は、普及員の増員、これはほぼ市町村平均一人ずつ設置されることに相成つておりますが、これにかかわらずやはり協力組織がございませんで、不十分なものに相成つておる。従つて改良普及事業の末端までへの浸透徹底といふことについては、なお欠けたものがあるわけでありまして、食糧の増産に大いに活躍をして頂きたいと考えておりますが、そういうふうな点について、やはり弱い組織で残るのじゃないかといふふうな思ふのであります。それから次に二十六年度予算案では、これを法案に即しまして、農業委員会が一本になりまして、これを前提といたしましての予算編成がなされておるわけでありまして。若しも三月中旬にこの法案が成立施行をされましても、その予算はそのままで使えない。いろいろの仕事についてこれを又分けるわけにならん。ばらばらになるといふことになりまして、先ほど申しましたような関係で、いづれも成立たないといふふうな状態に相成つて参ります。非常にまあ支離滅裂になる處が出て来やしないかと考えております。かような理由で、三月中旬に農業委員会法を成立させ、そうしてこれを公布施行いたしまして、一応新

たな農業行政の自主的な担当機関といふものを確立して、三つの委員会の統合による当面のきこちなきといふものは、これはあると思つて。各委員会それ／＼の立場からいろいろ問題がございまして、当面はきこちなく、又予算も非常に削減されておりますので、活動の点にも遺憾な点があるかと考えますが、こういう問題はともかく一応委員会を一つにまとめた上で、将来事態に順応した改善措置をとつて行く、こういうふうな切替をするには、一番やはり円滑に進んで行くゆえんではなからうかといふふうに感じておりますわけでありまして。

○委員長(羽生三七君) 他にまだいろいろ説明を求めたい点があるのであります。それまでに一つ、今の法案の説明資料の中で疑問の点の一つあるので、その点を明らかにして頂きたいと思ふのですが、この法案の四十九ページの第五章の兼職の禁止、第四十六条、これは「市町村農業委員会の委員と都道府県農業委員会の委員とは、兼ねることができない」、もう一つは、「都道府県農業委員会の委員は、都道府県の議会の議員と兼ねることができない」、これは現段階の兼職を禁止したわけでありまして。ところが説明資料によりましていふと、説明資料の五でありますが、兼職の禁止という部分のを見ますと、「委員は、市町村又は都道府県の議会の議員、その他の公職に立候補することができない」として、公職選挙法第八十九条の規定を引用して立候補を禁止しているわけでありまして、そうすると、兼職、立候補ができなわけです。それから、実質上の兼職禁止であります。これはどういふふうに解

釈したらよろしいですか。

○説明員(渡部伍良君) 只今の点であります。公職選挙法の規定によりまして、委員は委員に一度なれば立候補ができないようになつてゐるのであります。議員のほうから委員になることは市町村の段階におきまして差支えない、そういうふうになつてゐるのであります。つまり、平たく言えば片道になつてゐるのであります。

○委員長(羽生三七君) これは法律の体裁上から言つても非常に疑問になる点で、実質上の兼職禁止が市町村の段階にも及んでゐるということを裏付けてゐるわけでありまして。片道だけ、つまり議員といふものは委員にはなれるといふわけですね。併し委員といふものは議員になれないといふ片道の兼職禁止をやつておられますので、これは非常に疑問がありますので、なお地方行政委員会ともこれは御相談をして、この公職選挙法の関係の規定等について十分御検討を願わなければならぬことが起るかと思つて、これは研究することにしまして後日に譲りたいと思つて、この点政府のほうでも十分御検討をお願いして置きます。

次に予算の説明を求めたいと思つて、

○政府委員(藤田巖君) 農業委員会関係経費一覧というのをお手許に御配付してございまして、それを御覧頂きたいと思つて。

二十六年度の要求額、それから前年度予算額と、こう書いてございまして、先ずトータル数字から申しますと、前年度予算額のところを見て頂くとわかりますが、農業調整委員会の経費は昭和二十五年におきましては、

一番左の欄の十七億二千三十五万五千円、それから農地委員会関係の経費が十三億七千五百八十三万九千二百円であつたのです。合計いたしますと、二十五年度は三十億九千六百九十九万四千二百円と、これが認められておつたのであります。ところが今回は二十六年度の要求額といたしまして、上から五行目の欄、計の左側を見て頂くとわかりますが、二十二億九千三百六十一万二千円、約二十三億と考へまして、約七、八億削減に相成つております。それはどうして削減に相成つたかと申しますと、縦に御覧頂くとわかりますが、本省費については、これは従来の本省費の合計が五百五十二万七千四百円ありましたが、五百五十三万七千四百円と、これは整理の関係で若干變つておりますが、これは異動ございせん。大体同じに本省費は認められております。それから都道府県事務費補助は、これは従来の四百八十八万七千四百円ありましたが、二十六年度においては六百七十七万二千円といふにこれは増額をされております。事務費については若干増加しておるわけですが、それから農業委員会費補助であります。この補助は組みかたをいたしましては、都道府県の委員会は、先ほど申し上げましたように八月選挙になります。それまでの間は従来の農業調整委員会、農地委員会が存続いたしますので、統合前は農業委員会、農地委員会とも、四月から八月までの五カ月分はそのまま計上しておる、それから九月から三月までの七カ月分を統合後の経費として、農業委員会として一本に計上されておる、それから市町村の委員会のほうは、これは七月選挙になりますので、

統合前の四月から七月までの経費はそれぞれ認められる、かように相成つておるわけでありますが、これを従来の金と比べて見ますと、農業委員会費補助全部を統計いたしますと、三十億八千五百八十七万二千百、この予算に對応をいたします金が、二十二億八千二百萬三千四百、こういうことになるわけでございます。それからこれの内訳を申し上げます、都道府県の委員会でございますが、都道府県の委員会、下の計というのを書いてありますが、これはミスでございまして、もう一つ左の欄へ寄らなければならぬのです。都道府県委員会の分が、これが二千五百三十万五千円認められております。それから前年度の予算額でございまして、これは一番下の計が六千五百四万五千五百四十、都道府県委員会については二十五年度は六千五百萬円の予算でありましたのが、二千五百萬円に削減を受けておる、こういうことでございまして、それを一県当りで計算いたしますと、百四十一万三千九百二十五円と、一県当りで従来認められておりました経費が、五十五萬五千五百円になつておる、こういうことであります。その内訳が次に出ていますのであります、先ず委員の手当でございまして、委員の手当が四十三萬二千円のもの、八万五千六百円になつておりますが、これは先ほど申しましたように、従来は三の委員会がダブつて置かれておりましたが、今度は一つの委員会になりましたが、委員の数が減つて来る、半分にまでは減りませんが、減つて来る、それから又委員の手当は会議を開催する回数に応じて手当が支払われるということに相成つておりますが、仕

事の量からいたしましたして、開催量が相当削減を受けてまして、従つて一回当りの単価は変わりませんけれども、委員の数が減るとか、又開催回数が減るとかの関係上、かような金額に査定をされたわけでありまして、それから書記の給与でございまして、これは従来は、一番最後の欄を見て頂くわけですが、六人の書記について補助を認められております。四十三萬六千三百六十円、補助を認められておりましたものを、三人分として二十七萬八千五百九十五円と、こういうふうな査定を受けたのでございまして、これは市町村の委員会も同様でございまして、書記については全面的に削減されて、半分に相成つておるといふことです。それに應じて、旅費及び事務費が節約を受けておる、それが挙げられておりますように、旅費について三十萬一千円でありましたのを七萬九千九百二十円に、事務費が二十四萬四千五百六十五円を十萬六千円に、こういうふうな削減を受けた、そのトータルが先ほど申し上げましたように、一県当りが大体三分の一弱といふところまで減つて来たわけでありまして、それから地方委員会におきまして、これは制度としては今度は残つておりません関係で、この金が落ちたわけでございますが、それから市町村委員会でございますが、市町村の委員会は従来は二十八億八千二百六十三萬二千四百五十円であつたのが、二十六年度は十七億一千一百一十六萬五千四百円に査定を受けた。一委員会当りで申しますと、二十四萬一千二百二十七円に對して十五萬一千三百三十二円と削減をされたのであります。この内訳の主なものは、先ほど申しました委員手当、委員の数が減つたために六萬圓が三萬二千四百円に削減された。それから書記の従来は二人認められておりました、十四萬七千七百五十四円であつたのでありますが、これが一・二人分といふことに相成りまして、十萬五千四百十二円と、こういうことに相成つた。尤もこの四月から七月まではそれ、農調委員会、農地委員会とも一人ずつ認められておりました、八月以降についてこれを一・二人に削減されておるといふことに相成るわけでありまして、それから旅費及び事務費は、これは事業費その他委員及び書記の数或いは開催回数の減りましたのに應じて削減を受けたものであります。それから退職手当につきましまして、これは先ほど申しました都道府県の委員会につきましましては、三人分減つておる。それから地方委員会の委員が全部減つておるもので、この分が削減を受けておる。それから市町村の委員会における〇・八人分が減つておる。その人数について退職手当をここに計上しておるのであります、五千八百七十三萬七千円といふわけでありまして、それから選挙をいたしますについての必要な経費といたしまして、一億五千五百九十二萬六千円といふものがある、かように相成るのであります。以上が大体予算の概要でございまして、

○委員長(羽生三七君) それではこのほかに、先ほど申し上げましたように農業委員会の関係法令の整理に関する法律案があるわけでありまして、まだ成規に本委員会に付託になつておりませんので、これは後日に譲りまして、農業委員会法案について御質疑を願うことにいたします。

○小林孝平君 農業委員会法案は農地改革、それから食糧の統制、農業改良の三つの仕事の点から十分に検討しなければならぬと思うのであります。が、先般の食糧の統制問題に關するいろいろの打合せをいたしました際に、今後食糧統制がどうなるかという点についてまだ明確なる方針がきまつておらないのでありますので、政府から買上げの手續に關する法律案その他が提案されてから、同時に並行的にこの農業委員会法案は審議すべきが当然であります。それけれども、委員長はどういうふうにお考えになりますか、お伺いたします。

○委員長(羽生三七君) 小林さんのお説の通りだと思ひますが、つまり食糧法の失効後の食糧供出に關する問題が、成規に政府から提案された場合に、これをやるのが極めて妥協とは思ひますけれども、その日まで待つておるといふのもどうかと思ひますので、その部分に關連しない部分で疑問のある点は漸次逐次質疑を始めて頂いたほうがいいんじゃないかと思ひますのであります。

○岡村文四郎君 委員会法を審議する前に一番大事な、農地調整委員が統合されますが、農地の調整の部分は御承知のように、終つたとは申上げませんが、大体八分余りできたので、一番大事な自作農維持の方面に、先ほど局長が協力するように言つて、委員はそのほうにという話もあつたのであります。が、前に我々が審議未了にしてポツダム政令で出されました農地調整の一部改正にそのことが盛つてありますために、非常にいい案である。併しな

がら資金の出途が明確でない、これはいけないんじゃないかといふことを盛んに論じたのであります。が、もうあれから大分日が経つて参りましたから、委員ができましたも、専らその方面に主力を注いでやつてもらわなければなりません。が、自作農の維持に對する資金の御準備に對してはどうなつておるか一応お聞きしたい。

○説明員(上松憲一君) 前々の国会におきまして法案を御審議願つた際、自作農創設維持資金を是非実現したいといふことを申上げておつたのであります。二十六年度予算を編成するに當りまして、予算の關係も、特別会計の余裕金を以ちまして、資金融通をやるというところで大蔵省とは了解が付きまして、一応予算を作つたのであります。が、關係方面の承認を得られなかつたが故に、遂に実現することができなくなつたのでございまして、併しなから農地の金融といふことは是非必要と考えますので、現に御指示によりまして、新たな案を以て關係方面と折衝すべく準備を進めております。

○岡村文四郎君 今後は、各府県とも農地の調整の部分は大体八、九分通り終えております關係で、今後大協力をしてもらわなければならぬ部分、前に申上げました、折角自作になつた農家のかたがたの今後の維持に主力を注ぐのでなければならぬと考へておりますので、先般も十分議論をいたしました。が、どうもこの法律で主眼の、大事なことをさておいて、通すや又延び延びになつて非常に困るのです。が、この際私は今度こそこいつをはつきり予算化して、そうしてこれだけの金は準備をする。殊に今度の土地の譲渡の

○小林孝平君 只今のところ おやりになる意思はないように御説明になりましたけれども、私は政府はこういうふうにお出しになつて、非常に通過に對して熱意をお持ちになるなら、この問題を御研究になつて置かれたらうがどうかと思ひますから、一言申添えて置きます。

○江田三郎君 ちよつと細かい点から若干質問するのですが、相違点の中の「農地面積の著しく小さい市町村」というのは、大体具体的に言うとうとうのことですか。各委員会の相違点というのに……。

○政府委員（藤田巖君） 御説明を申し上げます。この農業委員会法の四頁の三項の問題だと思ひます。この区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、これを置かないということであります。これは政令で明らかにするわけでありすが、大体市町村農業委員会を置かないこと

片つづうで進めておられるところの総合開発の計画、こういうものと、この大体三万数千町歩という数字とは合うのか、どちらかに狂いはないかということです。

○説明員(上松憲一君) 未墾地につきましては、三万五千町歩という数字を出しておりますが、これは二十六年の数字を一応出しておるのであります、自立経済審議会の答申に用いられましたあの数字も、やはり二十六年度につきましては、予算に計上いたしました数字を用いております。二十七年、八年につきましては相当殖やしております。向うのほう殖やしております。

ます。

○江田三郎君　そうしますというと、二十六年における事業分量は小さくても、二十七年以降においては事業分量は相当殖えたと考えなければならぬわけですが、そう考えてもいいですか。

○説明員(上松憲一君)　あの答申が政

府として採択されることになりますれば、事業分量は増加することになります。

○江田三郎君　これは申すまでもないことですけれども、あの方針は吉田茂氏が責任者として外に発表されたものであるということを加えて置きます。

それからこの改良委員会の二十六年度の予算として、全額僅かに四十万円補助金が計上されておるといふことす。

は、改良委員会が二十六年度まで依然として残つておるといふことなんです。

○政府委員(藤田巖君) これは農業委員会法提案に伴う参考資料というのがございまして、これの十六頁を御覧頂

くとかかるのでありますが、この中に（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）とございまして、この二つに都道府県改良委員会費補助というのがあるわけでございます。これは二十三年、二十四年、二十五年、二十六年となるに連れて百三十八万四千、それが百九十九万一千四百となりまして、二十六年度はこれが四十二万二千五百円というふうに査定を受けております。この四十万二千五百円は農業委員会の予算の中に計上をされております。この（ロ）の中の二番目の都道府県委員会費補助五百三十三万一千円のうち、改良委員会補助四十万二千五百円を含むと、これは大蔵省から予算の査定がございましたときに、農業委員会のこの金の中に四十万円分だけは改良委員会関係の金を含んでい

るのだというお話があつたのでありますが、そのことをこゝへ書いてあるものであります。改良委員会が独自で残つて行くというわけではありません。予算的に四十万円改良委員会の仕事の分として計上されておるといふことであります。

○江田三郎君 ちよつと納得行かんですが、農業改良委員会関係の仕事として四十万円が計上されておるといふことは、今後できる新しい委員会の中で、従来の農業改良委員会がやつておつたような仕事については四十万円分だけの仕事をさすといふことですか。

○政府委員（藤田巖君） 訂正を申し上げます。これは農業委員会ができませんで、この間に、改良委員会の補助が四十万二千五百円、この金であります。それから農業委員会ができましたあとは、この経費を総合的に農地関係、農業調整、改良と、この三つの仕

事に総合的に使つて行く、こういうことになつておりますから、その中の区分はこれは予算的にはしておりません。

○江田三郎君 先ほど岡村さんも言われましたが、農業改良の仕事は重要であるといふことを言われたのでありますが、この農業委員会が成立するまでといふことは、恐らく四月―七月或いは四月―八月という期間と思ひますが、この何カ月間ですか四月月になり五カ月の間に農業改良の関係について国が補助をしてやる価値は僅か四十万円ほどしかない、こういう認識でやられておられるのか、従つて今度できる農業委員会において、今まで農業改良関係のやつておつた仕事については、その程度の認識を以てこの農業委員会を考へておられるのかといふことで

す。

○政府委員（藤田巖君） これは従来とも農業改良委員会は、平年予算といつたしましては百九十九万一千円計上されたのでありますが、今度統合をいたしますまでのその期間の補助をいたしまして、一応月割に考へまして四十万二千五百円といふものが計上されてお

り、その後はこれは一体となつて農業委員会の金でそういう仕事をやつて行く、その中に含まれておる。こういうことになつておるのであります。私どもとしては、もとより農業改良委員会の仕事については、今後とも大いにこれはやつて行かなければならぬといふふうに考へておりますから、そのウエイトは従来よりも高くなつて然るべきだといふふうに考へております。

○江田三郎君 ちよつとそれは弁解でも弁解にならぬと思うのであります。が、少くとも二十六年度において四月乃至五カ月の間に国が補助すべきものが全国に四十万円程度で済むといふような頭でいられて、その延長で農業委員会へこの仕事を持たされるのでは、農業委員会の中の国が負担する金について、依然としてそういうドクトリンを以て進められるのじやないかと思はれるのであります。そういう点の局長の答弁は満足できません。これはこれまでにして置きます。いずれ今後正式に提案されてから申しますけれども、とにかくこれだけから言つて見ると、而も今までのあなたの説明から行くと、農業改良といふものの仕事というものに對しては、政府は全く地方の自主性に任ずるというふうな勝手な名前前で責任をとうろとしておられないといふことを感ずるということだけ申して置きます。

それからもう一つお尋ねしたいのは、普及員のことですが、これは大体一町村で平均一人という原則で増員をされるということですが、将来この普及員の動かしがたについては、大体一町村に一人おつて、その一人の普及員で大体町村の改良普及の事業はやらそうといふ考へかたであるのか、或いはそうでなしに、この普及員をブロック的に集めて、それ／＼専門の働きをさせて行こうとするのか、これも今後の委員会法と関係がありますから、ちよつとお尋ねして置きます。

○政府委員（藤田巖君） これはむしろ私よりも農業改良局長からお答えして頂く部分だと考へております。御指摘のような点については、現在農業改良局においてもいろいろ研究をされておることでありまして、つまり大体において

一町村当り一人ずつ普及員が置かれるといふことになりまして、将来改良普及事業をどういふふうな計画によつて浸透徹底せしめるか、又その組織としてはどういふふうなやつて行くか、先ほどお話のございました一町村当り一人に任じて行くのか、或いはブロック的に考へて行くのか、これは重要な問題でございまして、今改良局で折角研究をされておることだと考へます。そのときに改良局長からお答えしたほうが便宜だと思いますので、よく伝えて置きます。

○江田三郎君 もう一つだけ。法案附則第十二項という、本物を見ておらんとてわかりませんが、ここに書いてあるところによりまして、法案附則第十二項では、農業調整委員会の書記であつたものが農業委員会の書記となることになつておるといふふうに書いてありますが、そういうことは、二人の書記がおつて一・二人になるときに優先的に調整委員会の書記のほうが残るといふことなんですか。

○政府委員（藤田巖君） それはそういう意味でございませんで、市町村農業委員会が成立いたします日までの間は、従来通り書記はそのまま新らしい農業委員会の書記として行く、こういうふうに考へております。これは農業委員会については従来書記が一人の補助であります。その一人についてそういうふうに見て行つた。それから農地委員会についても、これはやはり農地委員会は当然ずつと残つて行きます。これは別途出されます農業委員会法の施行に伴い、いろいろの各種の従来の農地調整法等の読替の法律によつて、農地関係の事務については農業委

員会が成立するまで従来の農地委員会が農業委員会となつて残るといふふうになつておるのであります。そのほうはやはり一人の書記といふものが残つております。対等の立場でどちらも残つて、そうして一線になりました場合に従来の書記一人が今度は一・二人になるわけでありまして、現実の問題として、それが従来の人のどれがどう残つて行くかという問題は、そのときに具体的事実に応じて円満に解決して行くといふことであります。法制的には何らその間の不公平は考へておりません。

○池田宇右衛門君 これは實際問題として、一つは農業委員会がこういうところまで取上げてやるかどうかといふことを聞いて置きますが、その例を一つ挙げれば、地方の町村の農地委員会において、山林原野を耕作地としてそれ買上げ、又町村に配代した。實際町村に配代を受けたものは開墾して、これを耕作地として使用すれば、それが適当であるのかかわらず、その一部をただ開墾して、依然として原野として、或いは山林として残し、むしろ地主からそれを分たせたが、分たれた所有者がそのまま今申上げた通り、或いは山林に返還して所有するといふような、農地委員会において法を悪用し、或いは行過ぎたといふようなこともないとは言えない実情が地方の府県にあるのでございまして。こういうような問題は實際に鑑みて耕作区としてその成果をあげるか、或いは若し山林原野として存置するならば、先の地主に返還するのが当然だと思ひが、こうしたような問題がたゞさん山積しておることと思ひますが、こうした問題

を農業委員会で解決するの考えがあるか。又そういう問題の処理することが農業委員会の目的の一つにもあるかというのを尋ねます。

○説明員(上松憲一君) 未墾地の買収につきましても、市町村の農地委員会が計画を立て、県の委員会において承認いたしましたやる小さい面積の開墾がございします。大きい開墾になりますと、県の委員会が計画をいたしました。それによつてやつて参るのでございします。御指摘のような買収地が一部農地にされ、農地にされ、農地でないものが相当あるという問題がございします。が、耕作者は農地のみでは農業経営をやるのが困難であるというところと、おおよね三割程度のいわゆる普通地といふものを認められておるのでございします。従ひまして、その程度のものにつきましても、農地でない土地が所有できるということもございします。未墾地の問題につきましても、計画の樹立が遅延したとか、或いは予算関係が遅延したり、建設事業が遅れ、従つて未墾地のままであるところもございします。併し本委員会におかれましても、不要の未墾地につきましても返せというお話もございします。不要なものにつきましても、これを旧価格で旧所有者に返し得る法律を作りたいということで、今準備をいたしております。

○池田宇右衛門君 私の問題が徹底しませんがどうか、実際私どもが地方を廻つて見まして、只今管理部長のおつしやる御答弁の通り、本来ならば未墾地を買上げた三分の一程度は、或いは森林地帯、或いは原野地帯として耕作の必要上残すのでありますけれども、

実際は三分の一どころでなく、殆んど僅か一割か二割を耕作する、その耕作も形式的にやつて、一回くらい大豆その他を作るでしょうが、あとはそのまま原野とし、或いはただ山林地帯であれば、伐木をしてそのまま残してむしろ二、三年後には植林をするような方法をとるといふような、つまり農地法を悪用したようなことが出ておる。将来そういう事実があれば、未開墾地を悪用して、そうして買収したような事実があれば、処刑するの法律案を考へるといふのでございします。が、法律案を考へる前に、そういう事実があつて、実際耕作地として未開墾地を買収しておきながら、耕作地としないものに対しては、法の設置じやなくて、その前に農業委員会でそういうものに対しての処置はできるかといふことをお尋ねしたのでありますが、農業委員会としては現行のままで行きては、

きには開墾ができれば、又国へ返してもらうという契約を作りまして、売渡しをいたしております。従ひまして未墾地のまま、そのまま売るといふ問題はそれで解決して参ると思ひます。

○委員長(羽生三七君) ほかにまだ御質問があるかと思ひますが、他日に譲りまして、先ほど小林委員からもお話がありましたように、この法案と関係のある食糧の割当手続に関する法案も至急正式に付託されるようお手配をお願いしたいと思います。これは政府委員にお願ひして置きます。

それから江田さんのお話の改良事業関係のこと、或いは今の池田さんのお話の農地関係の問題もありますので、日を改めて改良局その他各局長に皆御出席をお願いしまして、その問題の審議をしたいと思います。本日はこの程度で……。

○江田三郎君 ちよつと資料の提出を要求して置きたいと思ひます。先ほど説明がありましたが、この農業委員会の支出を地方自治体と政府の補助によらざる独自の支出をどの程度しなければならんと見込んでおられるか、その資料をお願いいたします。

○委員長(羽生三七君) ちよつと速記を止めて……。

(速記中止)

○委員長(羽生三七君) 速記を始め……。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会
出席者は左の通り。
委員長 羽生 三七君
理事 西山 亀七君

委員

岡村文四郎君

池田宇右衛門君

白波瀬米吉君

滝井治三郎君

平沼彌太郎君

宮本 邦彦君

江田 三郎君

小林 孝平君

三橋八次郎君

三輪 貞治君

溝口 三郎君

三浦 辰雄君

政府委員

農林政務次官 島村 軍次君

農林省農政局長 藤田 巖君

事務局側

常任委員会 安樂城敏男君

専門員 倉田 吉雄君

専門員 倉田 吉雄君

農林省農政局 渡部 伍良君

農政課長 上松 憲一君

農林省農地局 管理部長

一、積雪寒冷單作農業振興法制定に関する陳情(第一四四号)

一、鳥取県日野上村三栄、霞河牧場改良事業費国庫助成に関する陳情(第一五三三号)

一、滞貨生糸処分による売上差益金の処置の陳情(第一六一号)

一、農地災害復旧費国庫補助増額に関する陳情(第一六二号)

第六七五号 昭和二十六年二月十日受理

昭和二十五年産菜種油売渡しに関する陳情

請願者 鳥取県東伯郡赤崎町鳥取 県榨油工業組合連合会内 大角嘉市外七十一名

紹介議員 中田 吉雄君

公団は、昭和二十五年産菜種油を一ドラム三万五千円に下げながら、生産者に対しては二万一千円の売渡通告を出しているが、これは燃料その他の生産経費高騰を無視して生産者に犠牲を強いるもので、極めて非民主的かつ不合理な処置であるから、(一)全さく油の三分の一を公団に売渡し、三分の二を工場での自由採量とすること、(二)売渡価格を一ドラム二万七千円とすること、(三)代金決済は前金取明とすること等合理的民主的措置を採られたいとの請願。

第六七七号 昭和二十六年二月十日受理

農林漁業資金融通法案中一部修正に関する請願(二通)

請願者 愛知県庁耕地課内愛知県 耕地協会長 宮下一郎外 二百八十名

紹介議員 宮本 邦彦君

近く上程を予定されている農林漁業資金融通法案は、土地改良事業関係者の久しい待望を実現するものであるが、さらに関係者の要望事項を具現するため、同法案の第二条、第三条および第四条を修正の上すみやかに制定公布せられたいとの請願。

第七三九号 昭和二十六年二月十五日受理

農林漁業長期融資法案中一部修正に関する請願

請願者 富山県庁耕地課内富山県土地改良協会会長内 萩野幸作外百六十八名

紹介議員 小川 久義君

農村の世論と要望とに全幅の満足を与えるため、第十国会に提出を伝えられる農林漁業長期資金融通法案の審議にあたり、(一)勸銀、拓銀、県信連、県支金庫等を融資金融機関として認定すること、(二)融資申請ならびに貸付機構を申請者・金融機関・県・農地事務局・農林省の五段階とすること、(三)貸付申請手続を簡易化すること、(四)貸付範囲を拡大すること、(五)貸付期間を二十年以上とすること、(六)地域別利差の設定ならびに單作地帯の年利引下げ等の修正を行われたいとの請願。

第一二六号 昭和二十六年二月十日受理

早場米奨励金に関する陳情

陳情者 福井県議會議長 野村榮太郎外二名

現在行われている早場米奨励金制度は、積雪寒冷等の農業条件不良地帯の農民保護と、端境期の飯米確保に重要な役割を果しているばかりでなく、増

産意欲の育成に極めて効果を上げてきた。しかるに政府は、来年度予算において、同奨励金を半減する方針であるとのことであるが、もしこれが実現すると、北陸地方が農民に多大の打撃を与え、不測の事態を生ずる虞があるから、従来通り早場米奨励金制度を維持せられたいとの陳情。

第一二七号 昭和二十六年二月十日受理

積雪寒冷單作地帯農業振興臨時措置法制定に関する陳情

陳情者 福井県議會議長 野村榮太郎外二名

福井、石川、富山等の積雪寒冷單作地帯は、自然的地理的条件に恵まれず産業経済文化等の面がいちじるしく遅れている。ことに農業については、積雪、寒冷、單作という不利な悪条件のため、生産力の低下と生活上の損失が大きく、加えて早場米奨励金制度が撤廃される気運にある等、單作地帯における農業経営の前途は、極めて不安な情勢にあるから、これらの地帯に対し、積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法を制定する等積極的施策を講ぜられたいとの陳情。

第一四四号 昭和二十六年二月十三日受理

積雪寒冷單作農業振興法制定に関する陳情(三通)

陳情者 岩手県盛岡市内丸九九ノ一岩手県町村議會議長 内 平野十三外十一名

東北北陸等の積雪單作地帯は、自然的、地理的条件が不利なため産業経済、社会文化等の後進地域として取り残され、しかも早場米奨励金の撤廃等

によつて、ますます窮乏しつつあるから、この地帯に対する農業生産力の発展と農業経済の向上を図るためすみやかに積雪寒冷地帯振興措置法を制定せられたいとの陳情。

第一五三三号 昭和二十六年二月十四日受理

鳥取県日野上村三菜、霞町牧場改良事業費国庫助成に関する陳情

陳情者 鳥取県日野郡日野上村長 三森千八外一名

鳥取県日野上村三菜、霞町牧場は昭和十五年から昭和十七年まで連続して農林省の助成により改良、整備を行い畜産改良増殖に努めてきたが、戦時中の労力不足、戦後の労賃金高および農村経済困窮等のため徹底した管理が不可能になつてゐるから、土壘、木柵の補修、通路、飲水場の整備、立木の整理、牧草の繁茂、林間地の休養所の設置等、設備の改良に対して助成せられたいとの陳情。

第一六一号 昭和二十六年二月十五日受理

滞貨生糸処分による売上差益金の処置の陳情

陳情者 東京都議會議長 石原永明外九名

わが国自立経済確立の基本である蚕糸業の安定と発展を図るために、滞荷生糸処分による売上差益金は、多年の懸案である繭糸価の安定基金の設定、生糸および絹製品の消費宣伝の強化、蚕業技術指導施設の強化等の諸施設実現に充当せられたいとの陳情。

第一六二号 昭和二十六年二月十五日受理

農地災害復旧費国庫補助増額に関する陳情

陳情者 東京都議會議長 石原永明外九名

昭和二十五年法律第一六九号農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律により、災害復旧に対する国の根本制度が法律化されたが、これに伴う予算的措置が講ぜられていないため充分な対策ができないから、国の予算計上に当つては、採用標準に充分の考慮を払われたいとの陳情。